

泉北教組定期大会
同女性部定期大会
6月16日(火)17:30～
和泉コミセン 3階ホール

泉北教育

NO.2008 2015.6.8.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

自民党推薦の研究者も国会で明言 「戦争法案」は憲法違反!

4日の衆院憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする「戦争法案」について、「憲法に違反する」との認識を表明しました。早大の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶応大の小林節名誉教授3氏。

争法案」について「憲法に違反する」との認識を表明しました。早大の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶応大の小林節名誉教授3氏。

「集団的自衛権の行使が許されることは、従来の政府見解の基本的論理の枠内では説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがすもので憲法違反だ。自衛隊の海外での活動は、外国軍隊の武力行使と一体化するおそれも極めて強い」



海外に戦争に行くというのは、憲法9条、

自民党、公明党、次世代の党が推薦した、早稲田大学法学学術院教授の長谷部恭男氏は、「集団的自衛権の行使が許されることは、従来の政府見解の基本的論理の枠内では説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがすもので憲法違反だ。自衛隊の海外での活動は、外国軍隊の武力行使と一体化するおそれも極めて強い」と述べました。

集団的自衛権が許されるという点は憲法違反

参考人は審査会幹事会で各党が協議して決めたもの。与党も含めて合意した参考人全員が違憲の判断を示したことで、「戦争法案」の違憲性がより鮮明になりました。

とりわけ2項違反

民主党が推薦した、慶応大学名誉教授で弁護士の小林節氏は、「仲間の国を助けるため海外に戦争に行くことは、憲法9条に明確に違反している。また、外国軍隊への後方支援というのは日本の特殊概念であり、戦場に前から参戦せずに後から参戦するだけの話だ」と述べました。

(従来の政府の憲法解釈を) 踏み越えてしまったので違憲

維新の党が推薦した、早稲田大学政治経済学術院教授の笹田栄司氏は、「内閣法制局は、自民党政権と共に関心保障法制を作成し、ガラス細工と言えなくもないが、ぎりぎりのところで保ってきた。しかし今回の関連法案は、これまでの定義を踏み越えており、

憲法違反だ」と述べました。憲法学者190人が「戦争法案」に反対する声明に賛同

これに対し、菅官房長官は、「全く違憲でないという著名な憲法学者もたくさんいる」と強弁しましたが、小林慶大名誉教授は「日本の憲法学者は何百人もいるが、(違憲ではないと言うのは) 2、3人。(違憲とみるのが) 学説上の常識であり、歴史的常識だ」と言い切りました。

また、明治大学の浦田一郎教授ら38名の憲法学者が呼びかけ人となった、「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」には、150名を超える憲法学者が賛同しています。

「戦争法案」を廃案に

安倍内閣は、国会の期間を延長し、「戦争法案」の強行成立をねらっています。与党推薦の研究者にさえ「憲法違反」と断定された「戦争法案」は廃案にすべきです。

「集団的自衛権」の行使反対。教え子を再び戦場に送るな。